

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------------------|------------|
| ① 有形固定資産 |取得原価 |
| ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。 | |
| ア 昭和 59 年度以前に取得したもの |再調達原価 |
| イ 昭和 60 年度以後に取得したもの | |
| 取得原価が判明しているもの |取得原価 |
| 取得原価が不明なもの |再調達原価 |
| ② 無形固定資産 |取得原価 |
| ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。 | |
| 取得原価が判明しているもの |取得原価 |
| 取得原価が不明なもの |再調達原価 |

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

取得原価

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- | | |
|------------------------------|-----|
| ① 有形固定資産(リース資産を除く) | |
| 定額法 | |
| なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 | |
| 物品 | 5 年 |
| ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | |
| リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法 | |

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- | | |
|---|--|
| ① 徴収不能引当金 | |
| 未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徵収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、個別に回収可能性を検討し、徵収不能見込額を計上しています。 | |
| ② 賞与等引当金 | |
| 翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。 | |
| ③ 退職手当引当金 | |
| 期末日在職する職員の自己都合要支給額から、組合への負担金の加入時以降の累計額から既に退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち北信広域連合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。なお、当該計算額がマイナスになるためその絶対値を年金資産相当とみなして投資その他の資産に計上しています。 | |

(5) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

- ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

手許現金及び要求払預金としています。なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

- ② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

- ③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

該当事項ありません。

3 偶発債務

該当事項ありません。

4 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等と普通会計の対象範囲は同じです。

- ③ 地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ④ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(2) 貸借対照表に係る事項

貸借対照表に計上されたリース債務金額 491 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	280,108千円	275,463千円
繰越金に伴う差額	6,201千円	—
資金収支計算書	273,908千円	275,463千円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	111,668千円
減価償却費	△368千円
退職手当引当金の増減額	84,500千円
賞与引当金の増減額	△194千円
その他	368千円
純資産変動計算書の本年度差額	195,974千円

③ 一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。なお、一時借入金の限度額は30,000千円です。

以上